

広域計画改定にあたり

1 はじめに

長野地域は、四季折々の豊かな自然環境に恵まれており、善光寺平を中心に政治・経済・文化・教育等の機能が集積し、県の中核的な地域として発展してきました。

長野地域を取り巻く社会情勢は、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子・高齢社会の進行、安心安全な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など大きく変化しています。

これらの課題に対応するため、関係市町村においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生を推進しており、更なる広域的施策の展開が必要となっています。

長野広域連合は、平成12年4月1日、多様化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図るとともに、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、18市町村（当時）により発足し、広域行政の一翼を担ってきました。

今後、長野広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係市町村の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、長野地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指します。

2 長野地域の概要

長野地域は、長野県の北部に位置する9市町村で構成されており、県全体の11.5%に当たる1,558.00平方キロメートルの面積を有しています。その範囲は、東西約56キロメートル、南北約50キロメートルのほぼ円形に包含される地域です(図1参照)。

また、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、当地域の特色ある産業の基盤にもなっています。

なお、長野地域の令和2年の人口規模は約53万人を擁しており、県全体の約26パーセントに当たりますが、総人口は年々減少しています(表1参照)。将来推計人口でも、長野地域の65歳以上の人口は2040年まで増加する一方で、総人口は減少し、ますます少子・高齢化が進んでいくと推計されています(図2参照)。

他方で、通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が市町村の区域を越えて広がっており、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、長野地域にも、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくことが求められています。

3 長野広域連合の沿革

長野広域連合の前身である「長野広域行政組合」(平成5年名称変更)は、昭和46年に設立された「長野地域広域市町村圏協議会」を母体とし、昭和51年には「長野地域広域行政事務組合」として設置され、一部事務組合の統合を重ねながら、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、平成9年には、関係市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置し、広域連合等の調査研究を進めることとしました。

平成11年8月の関係市町村長会議において、研究会から広域連合の設置についての最終報告がなされ、広域連合設置の基本的事項の合意を得ました。

平成12年4月1日、広域行政の充実と地方分権の受け皿づくりのため、「長野広域連合」が発足しました。

平成15年9月の更埴市、上山田町、戸倉町の合併による千曲市の誕生や平成17年1月の大岡村、豊

図1 長野広域連合を組織する関係市町村



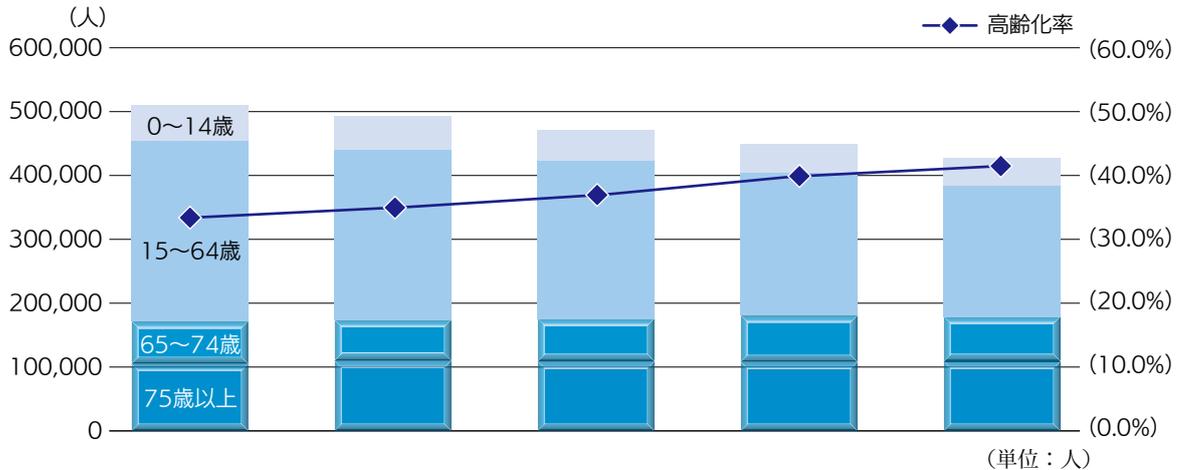
野町、戸隠村、鬼無里村の長野市への編入合併、同年10月の牟礼村、三水村の合併による飯綱町の誕生、更には平成22年1月の信州新町、中条村の長野市への編入合併により、関係市町村数は、発足当時の18市町村から、9市町村となっています。

表1 長野地域関係市町村別面積・人口・世帯数（実績）

市町村名	面積 (km ²)	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		人口(人)	世帯数(戸)								
長野市	834.81	376,202	151,331	374,546	152,193	372,304	152,734	370,057	153,437	368,226	154,515
須坂市	149.67	50,535	18,561	50,305	18,699	49,991	18,848	49,734	18,982	49,445	19,163
千曲市	119.79	60,019	21,746	59,792	21,893	59,509	22,038	59,197	22,149	58,851	22,231
坂城町	53.64	14,647	5,499	14,532	5,528	14,470	5,588	14,310	5,645	14,110	5,631
小布施町	19.12	10,616	3,555	10,583	3,591	10,500	3,610	10,454	3,656	10,488	3,700
高山村	98.56	6,924	2,303	6,889	2,344	6,808	2,347	6,700	2,352	6,555	2,326
信濃町	149.30	8,335	3,142	8,202	3,154	7,967	3,122	7,745	3,101	7,585	3,079
小川村	58.11	2,577	1,059	2,513	1,053	2,461	1,031	2,362	1,019	2,290	999
飯綱町	75.00	10,897	3,778	10,699	3,795	10,500	3,785	10,369	3,822	10,194	3,833
長野地域計	1,558.00	540,752	210,974	538,061	212,250	534,510	213,103	530,928	214,163	527,744	215,477
長野県計	13,561.56	2,088,162	813,030	2,076,377	818,683	2,063,865	824,314	2,049,653	829,516	2,034,971	833,737

注1) 人口及び世帯数 長野県発表の毎月人口異動調査(各年10月1日現在)による
 注2) 面積 国土地理院発表の全国都道府県市区町村別面積調(令和2年1月1日現在)による

図2 長野広域連合の将来推計人口



(国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口(平成30年推計))

4 広域計画について

長野広域連合「広域計画」は、平成13年3月に、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、計画的に事務処理を行っていくための指針として策定しました。平成17年度にはこの広域計画を見直し、以後、5年ごとに広域計画の見直しを行っています⁽¹⁾。なお、長野広域連合規約第5条には、関係市町村が共同して処理する事務事業について広域計画の記載項目⁽²⁾として定められています。

広域計画は、長野広域連合が担う事務事業について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、事務処理の指針として「今後の方針と施策」を示します。

なお、国をはじめ、長野県においても「長野県SDGs未来都市計画」を策定し2030年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の17の目標（持続可能な開発目標：SDGs）の推進に取り組んでおり、関係市町村でも施策とSDGsとの関連付けが進められています。長野広域連合においても、長野地域の振興、福祉及びごみ処理施設の運営など持続可能な地域社会の創造の一端を担っていることから、積極的なSDGsの取り組みが望まれます。このため、本計画からSDGsとの関連を示すこととします。

* 1 広域計画策定・見直し経緯

区 分	策定年度	計画期間
初回策定	平成12年度	～17年度
見直し①	平成17年度	平成18～22年度
見直し②	平成22年度	平成23～27年度
見直し③	平成27年度	平成28～令和2年度
見直し④（今回）	令和2年度	令和3～7年度

* 2 長野広域連合規約（第5条）では、広域計画に記載する項目を以下のとおり定めています。

- ① 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ② 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事。
- ③ 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事。
- ④ デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務。
（若槻デイサービスセンター、戸隠中央デイサービスセンター及び信州新町デイサービスセンターに限る。）
- ⑤ 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務。（広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る。）
- ⑥ 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事。
- ⑦ 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑧ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑨ ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）
- ⑩ 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- ⑪ 広域的な課題の調査研究に関する事。
- ⑫ 広域計画の期間及び改定に関する事。

なお、本計画では、上記の②から⑤までの項目について「高齢者福祉施設等の管理及び運営に関する事」に整理して記載することとしています。

また、広域連合が処理する事務（長野広域連合規約第4条）は、上記の①から⑩までの項目です。
（令和3年4月に規約変更を予定）

5 広域計画の期間及び改定に関する事

新たな広域計画の期間は、原則として、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画期間が満了するまでに現状や課題等に変化があった場合には見直しを行うこととします。

新たな事務の追加など変更の必要が生じた場合には、広域連合議会の議決を経てこの計画を改定することとします。